

## 論点資料:

ドメイン名登録時には登録資格を満たしていたが、登録後に登録者が登録資格を喪失した場合のJPドメイン名の扱いについて

2020年6月4日(木)

株式会社日本レジストリサービス(JPRS)

## 目次

1. JPドメイン名の特徴
2. 課題と過去の議論
3. 論点

# 1. JPDメイン名の特徴

## JPDメイン名の種類

- 属性型・地域型JPDメイン名
  - 組織の種別(学校、会社、政府、地域など)ごとに定義
  - 1つの組織につき1件だけ登録可能(1組織1ドメイン名の原則)
    - 属性型JPDメイン名 (例) jprs.co.jp
    - 地域型JPDメイン名 (例) example.chiyoda.tokyo.jp
- 汎用・都道府県型JPDメイン名
  - 組織でも個人でも登録可能
  - 同一組織・個人がいくつでも登録可能
  - 日本語のドメイン名も登録可能
    - 汎用JPDメイン名 (例) jprs.jp 日本語.jp
    - 都道府県型JPDメイン名 (例) example.tokyo.jp ドメイン名例.東京.jp

# JPDメイン名の登録資格

- 全てのJPDメイン名はローカルプレゼンス (=国内に住所があること)が必要
- 属性型JPDメイン名は属性に応じた登録資格がある

種類	組織の種別および登録資格
AC.JP	学校(ED.JPに該当するものを除く)、大学共同利用機関、学校法人 など
CO.JP	株式会社、合同会社、有限会社 など
GO.JP	日本国の政府機関、特殊法人、独立行政法人 など
OR.JP	財団法人、社団法人、国連等の公的な国際機関 など
AD.JP	JPNIC会員、IPアドレス管理指定事業者 など
NE.JP	日本国内のサービス提供者によるネットワークサービス
GR.JP	複数の法人(日本国法に基づいて設立)または個人(日本在住)で構成される任意団体
ED.JP	保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校 など (主に18歳未満を対象とするもの)、 学校法人(ED.JPの登録資格を持つ学校を複数設置しているもの)
LG.JP	地方公共団体、地方公共団体の組織が行う行政サービス

## 登録資格を喪失した場合(1/2)

- 2002年の諮問「JPドメイン名の登録管理業務に関する方針」に対するJPDメイン名諮問委員会の答申内容

### – 登録資格不適合のドメイン名の扱い

- 登録資格不適合のドメイン名は原則取消とすべきである
- ただし、登録情報の更新がなされていないことによって不適合となっているものについては、最新の情報への更新を促すべきである
- 登録規則の改訂等登録者の責によらず不適合になったものは、登録を維持すべきである

## 登録資格を喪失した場合(2/2)

- 現行の登録規則では、登録者が登録資格を喪失した場合、ドメイン名の登録を継続することはできない
  - 登録者はドメイン名の廃止を届け出なければならない
  - 登録資格を喪失したことが判明した場合、JPRSはそのドメイン名の登録を取り消すことができる
  - 登録者はドメイン名の変更・廃止、または登録資格を持つ第三者にドメイン名を移転する必要がある
- 現行の登録規則では、登録者は登録情報を正確で最新の状態に保つ必要がある
  - 登録者は登録資格喪失も含め、情報に変更がある場合はJPRSに届け出なければならない
  - 情報が最新ではないと判明した場合、JPRSは登録者に最新の登録情報に更新するよう促している

## AC.JPとED.JPの登録資格確認の結果

- JPRSは2019年4月の「登録資格を満たさないAC.JPの登録」を受け、同様の問題がないか確認するため、4月18日時点で登録されていたAC.JP及びED.JPドメイン名 9,041件の登録資格を改めて確認
- 情報更新など対応が必要なものは指定事業者と連携し、対応中

	状況	件数	割合
イ	登録資格を満たしている	8,916件	98.62%
ロ	登録時は登録資格を満たしていたが、その後登録資格を喪失した、またはその可能性がある	112件	1.24%
ハ	学校ではあるが、登録資格は満たしていない →例えば、理容学校(都道府県知事が認定する理容師養成施設)のような一般に学校と認知されているものなど	2件	0.02%
ニ	JPRSによる登録後の確認調査で登録資格の再調査を行い、結果として登録資格がないことが明らかになり、取消等の対応を実施	11件	0.12%

## 登録資格の喪失理由

- AC.JPとED.JPの場合
    - 学校が閉校した
    - 学校の認可が取り消された
    - 学校法人が破産または解散した
    - 学校で教える対象が18歳以上から18歳未満になった  
(属性の対象がAC.JP からED.JPに変わった) など
  - その他の属性で想定されること
    - 会社が倒産した
    - 組合から会社に改組した など
- 現行の規則では、登録者はドメイン名の変更・廃止、または登録資格を持つ第三者にドメイン名の移転をすべきだが、実施されていない理由に立ち戻り、改めて検討が必要だと考えられる

## 2. 課題と過去の議論

## 登録資格を喪失した場合の課題

- 現在、登録者が登録資格を喪失した場合、以下のような課題がある
  - ① ドメイン名の変更・廃止には適切な移行と周知が必要である
    - ドメイン名の変更・廃止に伴う準備を行い、ドメイン名の情報についての様々な場所からの参照・被参照関係を適切に移行し、インターネットユーザーに周知するための時間が必要
    - 適切な移行と周知を行うために第三者へのドメイン名の移転が必要となる場合も考えられる
  - ② 登録者が正しい登録情報へ更新することを先延ばしにする可能性がある
    - JPRSに届け出ると、ドメイン名の登録を維持できなくなるため、正しい登録情報へ更新せずにドメイン名の登録を継続する可能性があると考えられる

## 課題①(1/3)

- 登録者は、ドメイン名の変更に伴い準備が必要
  - Webコンテンツの修正や移動
  - パンフレット・名刺等の刷り直し
- 今まで利用していたドメイン名は他の様々な場所から情報が参照されている可能性があり、参照・被参照関係の適切な移行と周知が必要
  - 他のWebサイトからのURLやメールアドレス等のリンク
  - 書類、論文等からの参照
  - 個人のブックマークやアドレス帳

## 課題①(2/3)

- 適切な移行と周知が十分な時間をかけて行われ  
ない場合、インターネットユーザーを混乱させる  
恐れがある
  - ドメイン名の変更・廃止後も、今まで利用していたド  
メイン名のWebサイトにしばらくアクセスがきたり、  
メールが送付されたりする可能性がある
    - ドメイン名廃止後は、インターネットユーザーがWeb  
サイトにアクセスできなくなったり、第三者がそのド  
メイン名を新規登録することで全く別のWebサイトに  
なっていたりする可能性がある

## 課題①(3/3)

- 適切な移行と周知を行うために、第三者へのドメイン名  
の移転が必要となる場合も考えられる

(以下のようなケースが想定される)

- 学校の閉校に伴い、学校を設置していた市町村に、学校が登  
録していたAC.JPDメイン名を移転したい
  - 市町村に登録資格はないため、現行の規則ではドメイン名を移転できない
- 学校の閉校に伴い、学校を設置していた学校法人に、学校が  
登録していたED.JPDメイン名を移転したい  
(その学校法人はED.JPDメイン名の登録資格を持つ学校を他に  
設置しておらず、かつ、すでにAC.JPDメイン名を登録している)
  - 学校法人に登録資格はなく、また、1組織1ドメイン名の原則もあり、現行の  
規則ではドメイン名を移転できない
  - ※学校は閉校後も成績証明書の発行義務があり、発行業務の引継ぎ先でWeb  
サイト等の継続利用を希望する場合が考えられる

## 課題②(1/2)

- 前提
  - JPRSは、レジストリとして管理するJPドメイン名の登録情報を正確かつ最新の状態で維持することが必要
  - 登録者は登録情報を正確で最新の状態に保つ必要がある
    - 現行の登録規則では、登録者は登録資格喪失も含め登録情報に変更がある場合、JPRSに届け出なければならない
- 現状
  - 登録情報が正確で最新の状態に保たれていないJPドメイン名が存在する
  - すでに登録されているJPドメイン名150万件以上の登録資格の維持状況をJPRSで確認することは現実的ではない

## 課題②(2/2)

- JPRSとして、登録者に登録情報を正確で最新の状態に保つよう働きかける必要がある
  - しかし、JPRSから働きかけても、登録者が正しい登録情報へ更新することを先延ばしにする可能性がある
    - 登録者が登録資格を喪失すると、現行の規則ではドメイン名の登録を維持することはできないため、ドメイン名の変更・廃止等が必要である
    - ドメイン名の変更・廃止には時間が必要だが、JPRSに届け出た場合はドメイン名の登録を維持できず、十分な時間を確保できないことを恐れ、正しい登録情報へ更新せずにドメイン名の登録を継続する可能性が考えられる
- 登録者が登録資格を喪失した場合について、登録者による正しい登録情報への更新の促進につながる仕組みが必要

## 関連する過去の議論と答申内容①(1/2)

- 2006年の諮問「属性型・地域型JPドメイン名での組織の合併時等における1組織1ドメイン名の原則の適用について」における議論

### – 議論の内容

- JPRSでは企業合併等における複数ドメイン名の併用期間は、原則6カ月としながらも、個別の状況を考慮し、必要に応じて延長する対応を実施しているが、以下のような課題がある
  - ドメイン名の変更を利用者に浸透させるには時間がかかる
  - 2つのドメイン名を登録し続けたいという強い要望があるが、受け付けられていない
    - レジストリに届け出ず、合併前のそれぞれの企業の名義でドメイン名を登録し続ける、という行為に少なからず結びついていると考えており、登録情報の正確性・最新性を損なう結果となっている

## 関連する過去の議論と答申内容①(2/2)

### – 答申の内容

- 1組織1ドメイン名の原則は維持すべきだが、組織合併時・社名変更時、その事実が客観的かつ公に確認できる場合、個別の事例ごとに検討の上、必要な併用期間(数年)を定めて併用を認めるべき

### – 答申の理由

- 原則6カ月としていた併用期間は、円滑な移行を行うためのものであるが、周到な準備と長い移行期間が必要であると企業から併用期間の延長が求められている
- ドメイン名にアクセスしていたユーザーへの影響も考慮し、ユーザーへの周知期間が必要である
- 移行のための必要な期間は、個別の事例ごとに規模や背景が異なるため、個別の事例に対応できるよう、適切な対応が必要である

## 関連する過去の議論と答申内容②(1/2)

- 2011年の諮問「組織合併時等における属性型・地域型JPDメイン名の1組織1ドメイン名制限緩和について」における議論

### – 議論の内容

- 2006年の諮問に対する答申に従い、JPRSでは組織合併時・社名変更時、その事実が公的書類等で確認できる場合は、個別の事例ごとに検討の上、必要な併用期間を定めて併用を認めてきたが、以下のような課題が明らかになってきた
  - 周知だけでは解決しない問題がある
    - + 過去の出版物等に旧ドメイン名の記載が残っている
    - + 大学の論文の参照先として旧ドメイン名の記載が残っている
    - + インターネット上のシステム連携において、接続先として旧ドメイン名が設定されている
  - 廃止後のドメイン名は登録資格を満たせば誰でも登録可能

## 関連する過去の議論と答申内容②(2/2)

### – 答申の内容

- 1組織1ドメイン名の原則は維持すべきだが、組織合併や社名変更、営業譲渡が行われ、客観的かつ公に確認できる場合、ドメイン名を継続利用する組織が存続する間は、1組織1ドメイン名の制限を緩和し、複数ドメイン名の登録を認めるべき

### – 答申の理由

- インターネット上に蓄積された情報を適切な状態に保つには、その情報に関連するドメイン名がその組織により使われ続けることが必要
- 1組織1ドメイン名に従いドメイン名を廃止すると、情報が参照できなくなる、もしくは第三者により登録・使用され、インターネットユーザーに混乱を与える可能性がある
- インターネット上の情報を適切に保ち、登録者、インターネットユーザーを危険性から保護し、混乱を防止するため、ドメイン名を継続利用する組織が存続する限り、複数ドメイン名の登録を認めるべき

## 3. 論点

## 諮問事項

- ドメイン名登録時には登録資格を満たしていたが、登録後に登録者が登録資格を喪失した場合のJPDドメイン名の扱いについて
- 論点
  - (1) 登録資格を喪失した場合、登録者がドメイン名の登録を一定期間継続することを認めるべきか
  - (2) 登録の継続を認める場合の条件はどうあるべきか

## 論点(1)

### 登録資格を喪失した場合、登録者がドメイン名の登録を一定期間継続することを認めるべきか

- 認めることにより解決できる課題
  - 登録者がドメイン名の変更の準備を行い、インターネットユーザーが参照・被参照関係を適切に移行するための時間を設けられる
  - インターネットユーザーを混乱させないための周知のための時間が設けられ、混乱を抑えることができる
  - JPRSに届け出ても登録の継続が一定期間認められることになるため、JPRSに登録資格喪失の申し出がしやすくなり、登録者による正しい登録情報への更新の促進につながる

## 論点(2)

### 登録の継続を認める場合の条件はどうあるべきか

- 登録資格喪失後の登録の継続の期間はどの程度認めるか
  - 無期限認めるか、一定期間認めるか
- ドメイン名の登録資格喪失までの登録期間は考慮すべきか
- ドメイン名を引き継ぐ第三者にドメイン名移転する場合
  - 第三者にも登録資格がない場合も同様に継続を認めるか
  - その第三者がすでに属性型・地域型JPドメイン名を登録している場合、1組織1ドメイン名の制限緩和の対象とするのか

# 関連する論点

- 例外的に登録資格のない組織が登録していることを、第三者に明確に示す必要があるのではないか

※もしも登録資格のない組織が登録を継続していた場合  
(EXAMPLE大学が閉校していたとすると)

検索タイプ	検索キーワード
ドメイン名情報	example.ac.jp
Domain Information: [ドメイン情報]	
a. [ドメイン名]	EXAMPLE.AC.JP
e. [そしきめい]	エグザンプルだいがく
f. [組織名]	EXAMPLE大学
g. [Organization]	EXAMPLE University
k. [組織種別]	大学
l. [Organization Type]	University
m. [登録担当者]	AA000JP
n. [技術連絡担当者]	BB00000JP
p. [ネームサーバ]	ns.example.ac.jp
s. [署名鍵]	Connected
[状態]	
[登録年月日]	
[接続年月日]	
[最終更新日]	

検索タイプ	検索キーワード
ドメイン名情報	example.ac.jp
Domain Information: [ドメイン情報]	
a. [ドメイン名]	EXAMPLE.AC.JP
e. [そしきめい]	あいうけん いるはし
f. [組織名]	あいう県 いるは市
g. [Organization]	Aiu-ken Iroha-shi
k. [組織種別]	地方公共団体
l. [Organization Type]	Local government
m. [登録担当者]	XX000JP
n. [技術連絡担当者]	YY00000JP
p. [ネームサーバ]	ns.example.ac.jp
s. [署名鍵]	Connected
[状態]	
[登録年月日]	
[接続年月日]	
[最終更新日]	



EXAMPLE大学は閉校したのに、  
なぜ登録を継続しているのだろう？

「AC.JP」なのになぜ地方公共  
団体が登録しているのだろう？